

e-kenet でんき 電気需給条件説明書（重要事項説明書）

(株)ファミリーネット・ジャパン
代理事業者：東京電力エナジーパートナー(株)

本書では、東京電力エナジーパートナー(株)を代理事業者として、かつ(株)京阪カードとの提携の下、(株)ファミリーネット・ジャパン（以下「当社」といいます。）がお客様に電気を販売する際の条件を説明します。詳しくは電気需給約款「[コミュニティでんき]」等をご確認願います。なお、本書と電気需給約款「[コミュニティでんき]」とで記載が異なる場合は、本書記載の内容を優先するものとします。

1. e-kenet でんきにお申込みいただけるお客様

e-kenet でんきにお申込みいただけるお客様は、一般送配電事業者である関西電力(株)の供給エリアを供給地点とする方で、(株)京阪カードが発行するe-kenet VISA カード会員の方となります。なお、お申込みにあたっては、e-kenet VISA カード会員名義と電気の契約名義が一致している必要がありますのでご注意ください。

2. 申し込み方法

当社所定の Web サイトにて申込みいただきます。

3. 契約容量

e-kenet 電気関西 B を選択される場合、契約容量は従前契約同等の値とします。ただし、関西電力の従量電灯 B 以外のメニューをご利用中のお客様については、当該メニューご利用以前の契約同等の値とします。

4. 電気の需給開始予定日

需給開始予定日は、建物引渡日もしくは当社がお客様から申込みをいただいた後、当社と一般送配電事業者等において変更手続きを完了した日の翌日から起算して 8 営業日（一般送配電事業者が定める営業日をいいます。）後の日の 2 暦日以降の検針日といたします。

5. 電気料金およびその算定方法

月の電気料金は、基本料金もしくは最低料金にその 1 月の使用電力量によって算定した電力量料金を加えた料金に対し、再生可能エネルギー発電促進賦課金（以下、「再エネ賦課金」といいます。）を加えたものといたします。また、電力量料金には、燃料費調整額を加算または減算するものとします。なお、消費税等相当額を加えた金額の場合は（税込）、消費税等相当額を別途記載する場合は（税抜）と記載いたします。

6. 工事費等

- 計量器等は、一般送配電事業者の所有とし、一般送配電事業者の負担で取り付けます。ただし、必要最低限以上の費用を要する場合はお客様の所有とし、お客様の負担で取り付けていただくことがあります。
- 電力需給の開始または需給契約の変更等に伴い、一般送配電事業者が供給設備を新たに施設または変更する場合で、当社が託送供給等約款に基づいて、一般送配電事業者から工事費の負担を求められた場合は、当社はその実費を工事費負担金としてお客様から申し受けます。

7. その他ご負担いただく費用

お客様が料金を支払期日を経過して、なお支払われない場合、料金から消費税等相当額ならびに再エネ賦課金およびその消費税等相当額を控除した金額に対して支払期日の翌日から支払日までの日数に応じて年利 10%の延滞利息を申し受けます。また、払込票によりお支払いいただく場合は、300

円（税別）を料金に加算して申し受けます。

8. 供給電圧および周波数

- 供給電圧は、100 ボルトまたは 200 ボルトです。
- 周波数は原則として標準周波数 60 ヘルツです。

9. 供給電力（量）の計測方法および料金調定方法

- 使用電力量は、一般送配電事業者が供給地点ごとに取り付ける記録型計量器により計量いたします。
- 料金の算定期間は「一月」とし、前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間とします。ただし、①電気の供給を開始もしくは再開した場合、②電気の供給を停止もしくは需給契約が終了した場合は、基本料金を日割計算します。
- 料金の支払義務は原則として検針日に発生するものとし、支払期日は、以下の通りといたします。

支払期日	検針日の翌月 1 日から起算して 30 日目
------	------------------------

10. 料金その他の支払方法

料金その他の支払方法は、(株)京阪カードが発行する e-kenet VISA カードに限るものとし、当該カードの発行会社である(株)京阪カードの規約に基づき、当社指定の収納代行業者を通じて行います。e-kenet VISA カードを解約された方については、払込票によりお支払いいただきます。

11. 料金の確認方法

お客様のパソコン、スマートフォン等により料金をご確認いただけます。

12. お客様側の保安等に関するご協力

お客様には、以下の事項についてご協力いただく必要があります。詳細は、電気需給約款「[コミュニティでんき]」26 および 50 をご参照ください。

- 業務上必要とする場合に、当社または一般送配電事業者あるいはそれらの業務委託先がお客様の土地または建物に立ち入ることにご承諾をお願いします。
- 一般送配電事業者の供給設備の工事および維持のために必要な用地の確保等についてご協力をお願いします。
- 一般送配電事業者から電気の供給にともなう設備の施設場所の提供を当社またはお客様が求められた場合、および当社が必要に応じお客様の電力負荷を測定するために必要な通信設備の設置場所の提供をお客様に求めた場合、それらの場所の提供にご協力をお願いします。
- 業務上必要とする場合に、お客様の負担でお客様が施設した付帯設備等について、一般送配電事業者が使用することにご協力をお願いします。
- お客様が電気工作物の変更工事を行った場合には、その工事が完成したとき、速やかにその旨を一般送配電事業者または登録調査機関に通知していただきます。また一般送配電事業者が法令に定められた調査を行う際には、必要に応じて配線図のご提示などご協力をお願いします。一般送配電事業者が実施する託送供給の停止に伴い、お客様の電気設備に適当な処置を行う場合に、必要に応じてこれにご協力をお願いします。
- 一般送配電事業者の供給設備の故障・点検・修繕・変更その他工事上やむをえない場合、または需給上・保安上必要な場合、お客様の電気の

使用の制限・中止にご協力をお願いします。

- ・お客様が引込線、計量器等その他需要場所内の一般送配電事業者の電気工作物に異状もしくは故障があり、またはそれらが生ずる恐れがあると認めた場合、またはお客様の電気工作物に異状・故障があり、それが一般送配電事業者の電気工作物に影響を及ぼすおそれがある場合、速やかに一般送配電事業者にご通知していただきます。
- ・お客様が一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすような物件・設備の設置、変更または修繕工事をされる場合は、あらかじめ、その内容を一般送配電事業者にご通知していただきます。

13. 契約期間・更新

- ・契約期間は、需給契約が成立した日から、料金適用開始日以降 1 年目までといたします。
- ・契約期間満了の 3 ヶ月前に先だってお客様、または当社から別段の意思表示が無い場合、需給契約は契約期間満了後、1 年毎に同一条件で継続されるものとします。

14. 契約の変更・終了に伴う費用

- ・契約変更

お客様が契約容量を新たに設定もしくは契約容量を増加した後に、契約容量を減少しようとする場合において、当社が一般送配電事業者から料金の精算を求められた場合、またはお客様が電気の使用を開始され、その後契約電力を変更する場合に、当社が一般送配電事業者から工事費の精算を求められた場合、原則としてお客様よりその精算金を申し受けます。本契約は、お客様からの申し出によって終了することができます。なお、当社が供給地点特定番号を確認できない地点（新築の住宅等）へお客様が移転されこれに伴い電気のご使用場所が変更となったときはお客様からの申し出によらず解約となります。

- ・契約期間満了以前の契約の終了

お客様からの申し出等により、お客様が当社との契約期間満了以前に需給契約を解約される場合、またはお客様の責めとなる理由により当社が需給契約を解除または解約する場合においても、違約金をお客様より申し受けることはございません。また、お客様が契約容量を新たに設定もしくは契約容量を増加した後に、本契約を終了しようとする場合において、当社が一般送配電事業者から料金の精算を求められた場合、またはお客様が電気の使用を開始され、その後本契約を終了する場合に、当社が一般送配電事業者から工事費の精算を求められた場合、原則としてお客様よりその精算金を申し受けます。

15. お客様からの申し出による契約の変更・終了

- ・需給契約の内容は原則として契約期間中は変更できません。やむを得ずお客様が需給契約の変更を希望する場合、当社と協議のうえ、変更にもなう負担金額を定め新しい契約内容に変更できるものといたします。
- ・契約の終了を希望される場合は、原則として、あらかじめ終了期日を定めて当社にその旨を通知していただきます。詳細は、電気需給約款【コミュニティでんき】36をご参照ください。

16. 当社からの申し出による契約の終了

次のいずれかに該当する場合には、当社は需給契約を解除または解約する場合があります。詳細は、電気需給約款【コミュニティでんき】39(1)、(2)および54(3)をご参照ください。

- ・一般送配電事業者により電気の供給を停止されたお客様が当社の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合
- ・お客様がこの需給契約の料金または他の需給契約の料金を、支払期日を経過してなお支払わない場合
- ・お客様が料金以外の債務（延滞利息、保証金、違約金、工事費負担金

その他電気需給約款【コミュニティでんき】から生ずる金銭債務をいいます。）を支払わない場合

- ・お客様が電気需給約款【コミュニティでんき】に記載されていることに違反した場合
- ・お客様が差押もしくは競売または滞納処分を受けた場合
- ・お客様が破産、民事再生その他の法的倒産手続の申し立てを受けたとき、または自らこれらの法的倒産手続の申し立てをなした場合
- ・お客様が反社会的勢力関係者と判明した場合、または反社会的勢力関係者の疑いがあると認められた場合
- ・当社が、小売電気事業の継続が困難と認められる事情が生じたことにより当該小売電気事業を廃止する場合

17. 電気の使用方法

お客様の電気の使用が、他のお客様の電気の使用を妨害し、もしくは妨害するおそれがある場合、または当社もしくは一般送配電事業者もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし、もしくは支障を及ぼすおそれがある場合には、お客様の負担で、必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設するとともに、とくに必要がある場合には、供給設備を変更し、または専用供給設備を施設することにご協力をお願いします。

18. 特典に関して

- ・e-kenet でんきご契約のお客様には、入会時ならびにご契約を継続している期間中、(株)京阪カードより、e-kenet でんき会員限定の特典が付与されます。特典の詳細については、(株)京阪カードより別途お客様にお知らせいたします。
- ・上記特典は、お客様が e-kenet でんきのご契約を解約された場合、もしくは e-kenet VISA カード解約等により払込票によるお支払いをなされた場合など、(株)京阪カードの判断により付与が停止されることがございます。

19. その他

- ・お客様が契約開始以前に他の小売電気事業者や取次店（以下「小売電気事業者等」といいます。）との電気需給契約を締結せずに電気を使用していた場合は、遡って当社との電気需給契約が必要になります。
- ・当社と新規にご契約いただくことに伴い、現在ご契約中の小売電気事業者等との間で契約途中の解約金等が発生する可能性があります。詳しくは現在ご契約中の小売電気事業者等に問合せ下さい。

20. 問合せ先

○電気の申込み等に関する問合せ

東京電力エナジーパートナー(株)（代理事業者）
住所：東京都中央区銀座 8 丁目 13 銀座三井ビルディング
☎：0120-829-415
受付：9:00~17:00（土日祝日、年末年始休み）

○電気の契約変更等に関する問合せ

(株)ファミリーネット・ジャパン（小売電気事業者 A0300）
住所：東京都品川区大崎 2 丁目 11 番 1 号
☎：0120-829-416
受付：9:00~17:00（土日祝日、年末年始休み）

○特典に関する問合せ

(株)京阪カード
住所：大阪市中央区大手前 1 丁目 7 番 31 号
☎：06-6944-2703
受付：9:30~17:30（土日祝日、年末年始休み）

○停電時の問合せ

<関西電力管内> 関西電力送配電(株) 問合せ窓口
（24 時間 365 日受付）☎：0800-777-3081

e-kenet でんき

料金プラン表

(株)ファミリーネット・ジャパン

代理事業者：東京電力エナジーパートナー(株)

本書では、東京電力エナジーパートナー(株)を代理事業者として、かつ(株)京阪カードとの提携の下、(株)ファミリーネット・ジャパン（以下「当社」といいます。）がお客様に電気を販売する際のプラン別料金単価を説明します。なお、「税込」と記載のある金額は、消費税率および地方消費税率の合計 10%相当の消費税等相当額を含みます。詳しくは電気需給約款[コミュニティでんき]等をご確認願います。

1. e-kenet 電気関西 A

最低料金・電力量料金（税込） ※一月につき

最低料金	1 契約につき最初の 15 キロワット時まで	341 円 02 銭
電力量 料金	15 キロワット時をこえ 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	20 円 32 銭
	120 キロワット時を超え 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	25 円 80 銭
	300 キロワット時を超える 1 キロワット時につき	29 円 29 銭

2. e-kenet 電気関西 B

基本料金・電力量料金（税込） ※一月につき

基本料金	契約電流 (キロボルトアンペア)	6 以上 50 未満	
	単価	契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	396 円 00 銭
電力量 料金	最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき		17 円 92 銭
	120 キロワット時を超え 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき		21 円 21 銭
	300 キロワット時を超える 1 キロワット時につき		24 円 21 銭